

## みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議設置要領

## (設 置)

第1条 仙南地域における新たな地域資源として、仙南2市7町から蔵王を背景にした絶景の地36ヶ所を「みやぎ蔵王三十六景」として決定し、地域振興・産業振興に活用することとしている。この取り組みの一層の推進のため、地域において観光産業、食産業等に携わる方々に参集いただき、「みやぎ蔵王三十六景」を活用した「食と観光のブランド化」を理念として、産業界の方々が主体になった産業振興策の展開に向け、「みやぎ蔵王三十六景ブランド創造会議」を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議・検討する。

- (1) 地域の産業界の方々が中心になり、「みやぎ蔵王三十六景」を活用した地域振興・産業振興に向けた地域に即した具体的な実践活動に関する事。
- (2) 地域の産業界の方々が中心になり、地域振興・産業振興に「みやぎ蔵王三十六景」を活用しようという共通認識の醸成に関する事。
- (3) 地域の産業界の方々が中心になり、「みやぎ蔵王三十六景」を活用した地域振興・産業振興に向けた地域に即した具体的な実践活動を実現するための異業種間の連携に関する事。
- (4) その他会議の目的を達成するために必要な事項に関する事。

## (組織等)

第3条 会議は、学識経験者並びに地域の観光産業、食産業、及び関係産業に携わる事業者等で宮城県大河原地方振興事務所長が指名する者をもって組織する。

- 2 会議に座長を置き、座長は学識経験者を充てる。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総括する。

## (会議)

第4条 会議は、必要に応じて宮城県大河原地方振興事務所長が召集する。

- 2 座長は、必要に応じ、会議に構成委員以外のものを出席させ、意見を述べさせることができる。
- 3 座長は、必要に応じ、第2条の所掌事務を円滑に推進するため、専門的な会議を設置することができる。

## (事務局)

第5条 会議の事務局は、宮城県大河原地方振興事務所地方振興部内に置く。

## (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要領は、平成19年3月19日から施行する。